

報告第 号

専決処分した事件の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和3年（2021年） 月 日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

専決第9号

専 決 処 分 書

宝塚市市税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年（2021年）3月31日

宝塚市長 中 川 智 子

宝塚市条例第17号

宝塚市市税条例の一部を改正する条例

宝塚市市税条例（昭和29年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第37条の3の2第4項中「所得税法第198条第2項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改め、「次条第4項」の次に「及び第52条の9第3項」を加える。

第37条の3の3第4項中「所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改める。

第52条の8第1項第1号中「本条、次条第2項及び」を「この条、次条第2項及び第3項並びに」に改める。

第52条の9に次の2項を加える。

3 第1項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に經由すべき退職手当等の支払をする者が令第48条の18において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該退職所得申告書の提

出に代えて、当該退職手当等の支払をする者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

- 4 前項の規定の適用がある場合における第2項の規定の適用については、同項中「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と、「支払をする者に受理されたとき」とあるのは「支払をする者が提供を受けたとき」と、「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」とする。

第77条の5第1号及び第2号中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加える。

附則第10条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第8号中「附則第19条の3第4項」を「附則第19条の3第5項」に改める。

附則第10条の2の見出し中「平成31年度又は令和2年度」を「令和4年度又は令和5年度」に改め、同条第1項中「平成31年度分又は令和2年度分」を「令和4年度分又は令和5年度分」に改め、同条第2項中「平成31年度適用土地又は平成31年度類似適用土地」を「令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地」に、「令和2年度分」を「令和5年度分」に改める。

附則第11条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「（令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を加え、同条第2項及び第3項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第11条の3中「地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）附則第22条」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第14条」に、「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第12条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「定める率を乗じて得た額」の次に「。以下この項において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」の次に「（令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を加える。

附則第１２条の２第１項中「場合の」を「場合における」に改め、同条に次の１項を加える。

４ 令和２年度分の固定資産税について宝塚市市税条例の一部を改正する条例（令和３年条例第１７号）による改正前の宝塚市市税条例（以下「令和３年改正前の条例」という。）附則第１２条の２第３項において準用する同条第１項ただし書の規定の適用を受けた市街化区域農地に対して課する令和３年度分の固定資産税の額は、前項の規定により算定した当該市街化区域農地に係る令和３年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る令和２年度分の固定資産税に係る令和３年改正前の条例附則第１２条の２第３項において準用する同条第１項ただし書に規定する固定資産税の課税標準となるべき額を当該市街化区域農地に係る令和３年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、当該固定資産税額とする。

附則第１２条の３第１項中「平成３０年度から令和２年度まで」を「令和３年度から令和５年度まで」に改め、「加算した額」の次に「（令和３年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を加え、同条第２項中「平成３０年度から令和２年度までの各年度分」を「令和４年度分及び令和５年度分」に改める。

附則第１３条中「同条第１項」を「附則第１２条の２第１項（同条第３項において準用する場合を含む。）又は第４項」に改める。

附則第１４条第１項中「平成３０年度から令和２年度まで」を「令和３年度から令和５年度まで」に改め、同条第２項中「令和３年３月３１日」を「令和６年３月３１日」に改める。

附則第１４条の３第３項中「令和３年３月３１日」を「令和３年１２月３１日」に改める。

附則第１４条の４第２項中「同条第２項」の次に「又は第３項」を、「同条第４項」の次に「又は第５項」を加える。

附則第１４条の５第２項中「同条第４項」の次に「又は第５項」を加える。

附則第１５条第１項中「第５項」を「第８項」に改め、同条第２項中「、当該軽自動車平成３１年４月１日から令和２年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和２年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第３項中「この項及び次項」を「この条」に改め、「、当該ガソリン軽自動車平成３１年４月１日から令和２年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和２年度分の軽自動車税の種別割

に限り」を削り、同条第4項中「、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条に次の3項を加える。

6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第79条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第79条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第79条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第15条の2第1項中「第5項」を「第8項」に改める。

附則第24条に次の1項を加える。

2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第6条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」と

あるのは「令和４年」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和３年４月１日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

- 2 改正後の宝塚市税条例（以下「新条例」という。）第３７条の３の２第４項の規定は、この条例の施行の日（この項、次項及び附則第４項において「施行日」という。）以後に行う同項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った改正前の第３７条の３の２第４項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

- 3 新条例第３７条の３の３第４項の規定は、施行日以後に行う新条例第３７条の３の２第４項に規定する電磁的方法による新条例第３７条の３の３第４項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った改正前の第３７条の３の２第４項に規定する電磁的方法による改正前の第３７条の３の３第４項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

- 4 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

- 5 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和３年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和２年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

- 6 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和３年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和２年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

報告第 号

専決処分した事件の承認を求めることについて
宝塚市市税条例(昭和29年条例第32号)新旧対照表

改正前	改正後
(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書) 第37条の3の2 (略) 2・3 (略) 4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が<u>所得税法第198条第2項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている</u>場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項_____において同じ。)により提供することができる。 5 (略) (個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書) 第37条の3の3 (略) 2・3 (略) 4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が<u>所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている</u>場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。 5 (略) (特別徴収税額) 第52条の8 第52条の7の規定により徴収すべき分離課税に係る所得割の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる税額とする。 (1) 退職手当等の支払を受ける者が提出した次条第1項の規定による申告書(以下本条、次条第2項及び_____第52条の10第1項において「退職所得申告書」という。)に、その支払うべきことが確定	(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書) 第37条の3の2 (略) 2・3 (略) 4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が<u>令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす</u>場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項<u>及び第52条の9第3項</u>において同じ。)により提供することができる。 5 (略) (個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書) 第37条の3の3 (略) 2・3 (略) 4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が<u>令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす</u>場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。 5 (略) (特別徴収税額) 第52条の8 第52条の7の規定により徴収すべき分離課税に係る所得割の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる税額とする。 (1) 退職手当等の支払を受ける者が提出した次条第1項の規定による申告書(以下<u>この条、次条第2項及び第3項並びに</u>第52条の10第1項において「退職所得申告書」という。)に、その支払うべきことが確定

した年において支払うべきことが確定した他の退職手当等で既に支払がされたもの(次号及び次条第1項において「支払済みの他の退職手当等」という。))がない旨の記載がある場合、その支払う退職手当等の金額について第52条の3及び第52条の4の規定を適用して計算した税額

(2) (略)

2 (略)

(退職所得申告書)

第52条の9 (略)

2 (略)

(環境性能割の税率)

第77条の5 次の各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

(1) 法第451条第1項(同条第4項_____において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1

(2) 法第451条第2項(同条第4項_____において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2

(3) (略)

附 則

(土地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)

した年において支払うべきことが確定した他の退職手当等で既に支払がされたもの(次号及び次条第1項において「支払済みの他の退職手当等」という。がない旨の記載がある場合 その支払う退職手当等の金額について第52条の3及び第52条の4の規定を適用して計算した税額

(2) (略)

2 (略)

(退職所得申告書)

第52条の9 (略)

2 (略)

3 第1項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に経路すべき退職手当等の支払をする者が令第48条の18において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払をする者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

4 前項の規定の適用がある場合における第2項の規定の適用については、同項中「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と、「支払をする者に受理されたとき」とあるのは「支払をする者が提供を受けたとき」と、「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」とする。

(環境性能割の税率)

第77条の5 次の各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

(1) 法第451条第1項(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1

(2) 法第451条第2項(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2

(3) (略)

附 則

(土地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)

第10条 次条から附則第13条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に掲げる規定に定めるところによる。

(1)～(7) (略)

(8) 平成5年度適用市街化区域農地 法附則第19条の3第4項

(平成31年度又は令和2年度における土地の価格の特例)

第10条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第55条の規定にかかわらず、平成31年度分又は令和2年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する平成31年度適用土地又は平成31年度類似適用土地であって、令和2年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第55条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。
(宅地等に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第11条 宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した

第10条 次条から附則第13条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に掲げる規定に定めるところによる。

(1)～(7) (略)

(8) 平成5年度適用市街化区域農地 法附則第19条の3第5項

(令和4年度又は令和5年度における土地の価格の特例)

第10条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第55条の規定にかかわらず、令和4年度分又は令和5年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地であって、令和5年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第55条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。
(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第11条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した

額

(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。))を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資

額(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。))を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資

産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。

- 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。
(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税に関する経過措置)

第11条の3 地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号)附則第22条の規定に基づき、平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定は、適用しない。
(農地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第12条 農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額
)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗

産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。

- 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。
- (用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税に関する経過措置)

第11条の3 地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)附則第14条の規定に基づき、令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定は、適用しない。

(農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第12条 農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この項において同じ。)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗

じて得た額

_____を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

表 (略)

(市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の固定資産税の特例)

第12条の2 市街化区域農地に係る平成6年度以降の各年度分の固定資産税に限り、平成5年度に係る賦課期日に所在する市街化区域農地に対して課する固定資産税の額は、附則第12条の規定にかかわらず、当該市街化区域農地の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額を課税標準となるべき額とした場合における税額とする。ただし、当該市街化区域農地のうち平成5年度適用市街化区域農地以外の市街化区域農地に対して課する次の表の左欄に掲げる各年度分の固定資産税の額は、当該市街化区域農地の当該各年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額を課税標準となるべき額とした場合の_____税額とする。

表 (略)

2・3 (略)

じて得た額(令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

表 (略)

(市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の固定資産税の特例)

第12条の2 市街化区域農地に係る平成6年度以降の各年度分の固定資産税に限り、平成5年度に係る賦課期日に所在する市街化区域農地に対して課する固定資産税の額は、附則第12条の規定にかかわらず、当該市街化区域農地の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額を課税標準となるべき額とした場合における税額とする。ただし、当該市街化区域農地のうち平成5年度適用市街化区域農地以外の市街化区域農地に対して課する次の表の左欄に掲げる各年度分の固定資産税の額は、当該市街化区域農地の当該各年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額を課税標準となるべき額とした場合における税額とする。

表 (略)

2・3 (略)

4 令和2年度分の固定資産税について宝塚市市税条例の一部を改正する条例(令和3年条例第17号)による改正前の宝塚市市税条例(以下「令和3年改正前の条例」という。)附則第12条の2第3項において準用する同条第1項ただし書の規定の適用を受けた市街化区域農地に対して課する令和3年度分の固定資産税の額は、前項の規定により算定した当該市街化区域農地に係る令和3年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る令和2年度分の固定資産税に係る令和3年改正前の条例附則第12条の2第3項において準用する同条第1項ただし書に規定する固定資産税の課税標準となるべき額を当該市街化区域農地に係る令和3年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、当該固定資産税額とする。

第12条の3 市街化区域農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、前条の規定により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額

（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「市街化区域農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の市街化区域農地調整固定資産税額は、当該市街化区域農地調整固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に10分の2を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

（免税点の適用に関する特例）

第13条 附則第11条、第12条、第12条の2又は第12条の3の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第58条に規定する固定資産税の課税標準となるべき額は、附則第11条、第12条又は第12条の3の規定の適用を受ける宅地等、農地又は市街化区域農地についてはこれらの規定に規定する当該年度

第12条の3 市街化区域農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、前条の規定により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「市街化区域農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整固定資産税額とする。

（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「市街化区域農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る令和4年度分及び令和5年度分の市街化区域農地調整固定資産税額は、当該市街化区域農地調整固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に10分の2を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

（免税点の適用に関する特例）

第13条 附則第11条、第12条、第12条の2又は第12条の3の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第58条に規定する固定資産税の課税標準となるべき額は、附則第11条、第12条又は第12条の3の規定の適用を受ける宅地等、農地又は市街化区域農地についてはこれらの規定に規定する当該年度

分の固定資産税の課税標準となるべき額によるものとし、附則第12条の2の規定の適用を受ける市街化区域農地(附則第12条の3の規定の適用を受ける市街化区域農地を除く。)については同条第1項

 に規定するその年度分の課税標準となるべき額によるものとする。

(特別土地保有税の課税の特例)

第14条 附則第11条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等(附則第10条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の特別土地保有税については、第134条第1号及び第137条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第11条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和3年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第134条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)」に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)」に2分の1を乗じて得た額」とする。

3～5 (略)

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第14条の3 (略)

2 (略)

3 自家用の三輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第77条の5(第2号に係る部分に限る。)及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年3月31日までの間(附則第14

分の固定資産税の課税標準となるべき額によるものとし、附則第12条の2の規定の適用を受ける市街化区域農地(附則第12条の3の規定の適用を受ける市街化区域農地を除く。)については附則第12条の2第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)又は第4項に規定するその年度分の課税標準となるべき額によるものとする。

(特別土地保有税の課税の特例)

第14条 附則第11条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等(附則第10条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の特別土地保有税については、第134条第1号及び第137条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第11条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和6年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第134条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)」に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)」に2分の1を乗じて得た額」とする。

3～5 (略)

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第14条の3 (略)

2 (略)

3 自家用の三輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第77条の5(第2号に係る部分に限る。)及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間(附則第14

条の5第2項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第14条の4 (略)

2 兵庫県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車^が法第446条第1項(同条第2項_____において準用する場合を含む。)又は法第451条第1項若しくは第2項(これらの規定を同条第4項_____において準用する場合を含む。)の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。))に基づき当該判断をするものとする。

3・4 (略)

(軽自動車税の環境性能割の非課税及び減免の特例)

第14条の5 (略)

2 法第451条第1項第1号(同条第4項_____において準用する場合を含む。)に掲げる三輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この項において同じ。)に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、第77条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

3 (略)

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第15条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車^が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第5項までにおいて「初回車両番号指定」という。))を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第79条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

表 (略)

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げ

条の5第2項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第14条の4 (略)

2 兵庫県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車^が法第446条第1項(同条第2項又は第3項において準用する場合を含む。)又は法第451条第1項若しくは第2項(これらの規定を同条第4項又は第5項_____において準用する場合を含む。)の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。))に基づき当該判断をするものとする。

3・4 (略)

(軽自動車税の環境性能割の非課税及び減免の特例)

第14条の5 (略)

2 法第451条第1項第1号(同条第4項又は第5項_____において準用する場合を含む。)に掲げる三輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この項において同じ。)に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、第77条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

3 (略)

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第15条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車^が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第8項までにおいて「初回車両番号指定」という。))を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第79条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

表 (略)

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げ

表 (略)

- 表 (略)

- 表 (略)

- 5 (略)

表 (略)

- 表 (略)

- 表 (略)

- 5 (略)

- 6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げ
る三輪以上の軽自動車(自家用の乗用のも

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第15条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第2項から第5項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交

のを除く。)に対する第79条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車(営業用の乗用のものに限る。)に対する第79条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。)に対する第79条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第15条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第2項から第8項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交

通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。 2・3 (略) (新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例) 第24条 (略)	通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。 2・3 (略) (新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例) 第24条 (略) <u>2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第6条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。</u>
---	--

報告第 号

専決処分した事件の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和3年（2021年） 月 日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

専決第10号

専 決 処 分 書

宝塚市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年（2021年）3月31日

宝塚市長 中 川 智 子

宝塚市条例第18号

宝塚市都市計画税条例の一部を改正する条例

宝塚市都市計画税条例（昭和33年条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第2項（見出しを含む。）中「附則第15条第19項」を「附則第15条第16項」に改める。

附則第3項（見出しを含む。）中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改める。

附則第4項（見出しを含む。）中「附則第15条第39項」を「附則第15条第35項」に改める。

附則第5項（見出しを含む。）中「附則第15条第47項」を「附則第15条第42項」に改める。

附則第7項の前の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「（令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を加える。

附則第8項及び第9項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年

度分及び令和５年度分」に改める。

附則第１０項及び第１１項中「平成３０年度から令和２年度まで」を「令和３年度から令和５年度まで」に改める。

附則第１２項の見出し中「平成３０年度から令和２年度まで」を「令和３年度から令和５年度まで」に改め、同項中「平成３０年度から令和２年度まで」を「令和３年度から令和５年度まで」に改め、「定める率を乗じて得た額」の次に「。以下この項において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」の次に「（令和３年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を加える。

附則第１４項中「平成３０年度から令和２年度まで」を「令和３年度から令和５年度まで」に改め、「加算した額」の次に「（令和３年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を加える。

附則第１５項中「平成３０年度から令和２年度までの各年度分」を「令和４年度分及び令和５年度分」に改める。

附則第１８項中「第１３項、第１８項から第２２項まで、第２４項、第２５項、第２９項、第３３項、第３７項から第３９項まで、第４２項から第４４項まで、第４７項若しくは第４８項」を「第１０項、第１５項から第１９項まで、第２１項、第２２項、第２６項、第２９項、第３３項から第３５項まで、第３７項から第３９項まで、第４２項若しくは第４３項」に改める。

附則第１９項中「地方税法等の一部を改正する法律（平成３０年法律第３号）附則第２２条」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和３年法律第７号）附則第１４条」に、「平成３０年度から令和２年度まで」を「令和３年度から令和５年度まで」に改める。

附 則

（施行期日）

- １ この条例は、令和３年４月１日から施行する。

（経過措置）

- ２ 改正後の宝塚市都市計画税条例の規定は、令和３年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和２年度までの年度分の都市計画税については、なお従前の例による。

報告第 号

専決処分した事件の承認を求めることについて
宝塚市都市計画税条例(昭和33年条例第1号)新旧対照表

改正前	改正後
附 則 (<u>法附則第15条第19項</u>の条例で定める割合) 2 <u>法附則第15条第19項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の3(都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における<u>法附則第15条第19項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1)とする。 (<u>法附則第15条第38項</u>の条例で定める割合) 3 <u>法附則第15条第38項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。 (<u>法附則第15条第39項</u>の条例で定める割合) 4 <u>法附則第15条第39項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 (<u>法附則第15条第47項</u>の条例で定める割合) 5 <u>法附則第15条第47項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 (宅地等に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の特例) 7 宅地等に係る<u>平成30年度から令和2年度まで</u>の各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額 _____ (当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地	附 則 (<u>法附則第15条第16項</u>の条例で定める割合) 2 <u>法附則第15条第16項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の3(都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における<u>法附則第15条第16項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1)とする。 (<u>法附則第15条第34項</u>の条例で定める割合) 3 <u>法附則第15条第34項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。 (<u>法附則第15条第35項</u>の条例で定める割合) 4 <u>法附則第15条第35項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 (<u>法附則第15条第42項</u>の条例で定める割合) 5 <u>法附則第15条第42項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 (宅地等に対して課する<u>令和3年度から令和5年度まで</u>の各年度分の都市計画税の特例) 7 宅地等に係る<u>令和3年度から令和5年度まで</u>の各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(<u>令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額</u>)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地

等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

8 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

9 附則第7項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第7項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

10 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第7項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に

等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

8 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

9 附則第7項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第7項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

10 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第7項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に

係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

- 11 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第7項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

(農地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の特例)

- 12 農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額

を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

表 (略)

(市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の都市計画税の特例)

- 14 市街化区域農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、前項の規定により市税条例附則第12条の2の規定の例により算定した当該市街化

係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

- 11 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第7項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

(農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)

- 12 農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額

。以下この項において同じ。)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額(令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額)を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

表 (略)

(市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の都市計画税の特例)

- 14 市街化区域農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、前項の規定により市税条例附則第12条の2の規定の例により算定した当該市街化

区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額

_____ (当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「市街化区域農地調整都市計画税額」という。))を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。

- 15 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る 平成30年度から令和2年度までの各年度分の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に10分の2を乗じて得た額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

(宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等)

- 18 法附則第15条第1項、第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は法附則第15条から第

区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額)(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「市街化区域農地調整都市計画税額」という。))を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。

- 15 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る 令和4年度分及び令和5年度分

_____の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に10分の2を乗じて得た額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

(宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等)

- 18 法附則第15条第1項、第10項、第15項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第33項から第35項まで、第37項から第39項まで、第42項若しくは第43項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は法附則第15条から第

15条の3まで若しくは第63条」とする。 (用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等 に対して課する都市計画税に関する経過措 置) 19 <u>地方税法等の一部を改正する法律(平成 30年法律第3号)附則第22条</u>の規定に基づ き、<u>平成30年度から令和2年度まで</u>の各年度 分の都市計画税については、法附則第25条 の3の規定は、適用しない。	15条の3まで若しくは第63条」とする。 (用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等 に対して課する都市計画税に関する経過措 置) 19 <u>地方税法等の一部を改正する法律(令和 3年法律第7号)附則第14条</u>の規定に基づき、 <u>令和3年度から令和5年度まで</u>の各年度分 の都市計画税については、法附則第25条の3 の規定は、適用しない。
---	---

専決処分した事件の承認を求めることについての概要（宝塚市市税条例の一部を改正する条例及び宝塚市都市計画税条例の一部を改正する条例）

令和３年度税制改正に伴い、地方税法等の一部を改正する法律案が施行され、法改正の内容にあわせて市税条例及び都市計画税条例の一部を改正し、令和３年４月１日から施行する必要があるため、下記の改正について専決処分したものです。

固定資産税・都市計画税の税制改正

◎ 固定資産税・都市計画税（土地）の負担調整措置

○ 宅地等及び農地の負担調整措置について、令和３年度から令和５年度までの間、据置年度において価格の下落修正を行う措置、前年度までの負担調整措置の仕組みが継続された。

○ その上で、新型コロナウイルス感染症により社会経済活動や国民生活全般を取り巻く環境が大きく変化したことを踏まえ、納税者の負担感に配慮する観点から、令和３年度に限り、負担調整措置等により税額が増加する土地について、前年度の税額に据え置く特別な措置が講ぜられた。

市税条例	改正の概要
附則第 10 条	法律改正にあわせて改正
附則第 10 条の 2	
附則第 11 条	
附則第 11 条の 3	
附則第 12 条	
附則第 12 条の 2	
附則第 12 条の 3	
都市計画税条例	改正の概要
附則第 7 項	法律改正にあわせて改正
附則第 12 項	
附則第 14 項	
附則第 19 項	

個人市民税の税制改正

◎ 住宅ローン控除の見直しに係る個人住民税の対応

○ 所得税において、控除期間を13年間とする住宅ローン控除の特例の延長等の措置が講じられたことに伴い、当該措置の対象者についても、所得税から控除しきれなかった額を、これまでと同様控除限度額の範囲内で個人住民税から控除する措置を講ぜられた。※ 減収分は国費で補填

市税条例	改正の概要
附則第 24 条	法律改正にあわせて改正

◎ 電子提出に係る税務署長の承認の廃止

○ 給与所得者及び公的年金等受給者の扶養親族申告書並びに退職所得申告書を電子提出する際の税務署長の承認が不要とされた。

市税条例	改正の概要
第 37 条の 3 の 2	法律改正にあわせて改正
第 37 条の 3 の 3	
第 52 条の 9	

軽自動車税の税制改正

◎ 環境性能割の税率区分の見直し

○ 軽減対象車の割合を現行と同水準としつつ、新たな2030年度燃費基準の下で税率区分を見直された。

市税条例	改正の概要
第 77 条の 5	法律改正にあわせて改正
附則第 14 条の 3	
附則第 14 条の 5	
附則第 15 条	

◎ 環境性能割の臨時的軽減の延長

○ 環境性能割の税率を1%分軽減する臨時的軽減について、適用期限を 9 か月延長し、令和3年12 月31 日までに取得したものを対象とされた。※ 減収分は国費で補填

◎ 種別割のグリーン化特例（軽課）の見直し

○ グリーン化特例（軽課）は、重点化等を行った上で2年間延長された。

※その他、法律改正にあわせた所要の整備